日出町認知症高齢者等SOSネットワーク事業

日出町認知症高齢者等SOSネットワーク事業とは?

認知症等で行方不明になる可能性のある方の名前や特徴、写真などの情報をあらかじめ登録しておくことで、早期発見につなげる制度です。

事業の流れ

①事前登録



日出町地域包括支援センター(日出町役場介護福祉課内)に申請します。

行方不明時等に早期対応ができるよう、杵築日出警察署へ登録者の情報を事前に提供します。

※本人、申請者の同意が得られた場合のみ

②行方不明発生



付近を探し、見つからない場合は、早めの通報が命を救うことにつながります。

通報は、杵築日出警察署に申し出ます。

杵築日出警察署:0977-72-2131





③日出町から協力機関に行方不明者の特徴など情報発信し、捜索の支援を行います。



自治会、金融機関、郵便 局、宅配業者、スーパー、 コンビニ、居宅介護支援 事業所等が協力機関と して登録してくれてい ます。

④発見・保護

発見したらすぐに杵築日出警察署に連絡してください。

登録方法は裏面へ



登録方法について

事前登録制ですが、緊急でやむを得ないと認めるとき は、行方不明になった場合に登録することができます。

対象者や手続きのご案内	
対象者	・日出町に住所を有する満 65 歳以上の高齢者で認知症等による行方不明になる 心配のある人 ・日出町に住所を有する 65 歳未満の者であって、若年性認知症等により行方不明 のおそれのある人 ・上記以外に、町長が支援を必要と認める人
申請者	本人、家族、成年後見人等
利用者負担	無料
登録方法	日出町役場 介護福祉課 地域包括支援センターにて、申請します。 <必要書類> ・日出町認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業登録申請書 ・対象者の写真(希望者)
行方不明 高齢者発生時	警察署へ連絡し、行方不明者届の手続きを行います。 <u>このネットワークを利用する場合は、ご家族の意向により、日出町役場を通じて</u> <u>地域の協力機関へ連絡をします</u> 。
登録後の流れ	登録後半年、そこから 1 年ごとに事業担当者が登録内容に変更がないか、本人・家族にお会いし、確認を行います。

問い合わせ先

日出町地域包括支援センター

住所:日出町2974番地1(日出町役場介護福祉課内) 20977-73-3115

*登録方法等不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

